

東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東大和市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項各号を次のように改める。

(1) 前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者 次に掲げる職員の区分に応じ、当該次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 6,000円

イ 別表第1に定める行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員（次条において「職務の級が4級である職員」という。） 3,000円

(2) 前項第2号に掲げる者 9,000円

第8条第4項中「扶養親族たる子で」を「扶養親族たる子（第2項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。）で」に改め、「（扶養親族たる子のうちに前項第2号に該当する子がいる場合は、当該特定期間にある子の数から1を減じた数）」を削る。

第9条第1項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、第3号及び第4号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に、更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で、第1項の規定による届出に係るものの一部について、同項第2号に掲げる事実が生じた場合

(3) 前条第2項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者で、第1項の規定による届出に係るものがある職務の級が4級である職員が職務の級が4級である職員以外の職員となつた場合

(4) 前条第2項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者で、第1項の規定による届出に係るものがある職務の級が4級である職員以外の職員が職務の級が4級である職員となつた場合

(5) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第9条に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第18条第2項中「100分の85」を「100分の90」に、「100分の105」を「100分の110」に、「100分の115」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の85」を「100分の90」に、「100分の40」を「100分の42.5」に、「100分の105」を「100分の110」に、「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の115」を「100分の120」に改める。

別表第1中

「

	149	324,300				
	150	324,600				
	151	324,900				
	152	325,200				
	153	325,500				
再任用職員		198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

」

を

「

	149	324,300				
再任用職員		198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

」

に改め、同表備考中「181,200円」を「182,700円」に改める。

別表第2中

261	323, 200		261	323, 200
262	323, 500			
263	323, 800			
264	324, 100			
265	324, 400			
266	324, 700			
267	325, 000	を		に改める。
268	325, 300			
269	325, 600			
270	325, 900			
271	326, 200			
272	326, 500			
273	326, 800			

第2条 東大和市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその」を「対して、その」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料の月額、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、別表第5に掲げる職員にあつては、当該職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額にそれぞれの区分に応じた割合を乗じて得た額を加算し、その合計額に、100分の90（職務の級が4級である職員にあつては100分の110とし、職務の級が5級である職員にあつては100分の120とする。）を乗じて得た額（再任用職員にあつては、100分の42.5（職務の級が4級である職員及び職務の級が5級である職員にあつては、100分の52.5とする。）を乗じて得た額）の総額を超えてはならない。

第18条第3項を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（東大和市職員の給与に関する条例第18条の改正規定に限る。）

及び次項から附則第4項までの規定 公布の日

(2) 第1条の規定（東大和市職員の給与に関する条例第18条の改正規定を除く。）

及び附則第5項から附則第7項までの規定 平成29年4月1日

(3) 第2条の規定及び附則第8項の規定 平成30年4月1日

2 第1条の規定（東大和市職員の給与に関する条例第18条の改正規定に限る。）

による改正後の東大和市職員の給与に関する条例第18条の規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定は、平成28年6月1日から適用する。

(平成28年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

3 平成28年6月に支給する勤勉手当に限り、第1条の規定（東大和市職員の給与に関する条例第18条の改正規定に限る。）による改正後の東大和市職員の給与に関する条例第18条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の85」と、「100分の110」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の115」と、同条第3項中「100分の42.5」とあるのは「100分の40」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の50」とする。

(平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

4 平成28年12月に支給する勤勉手当に限り、第1条の規定（東大和市職員の給与に関する条例第18条の改正規定に限る。）による改正後の東大和市職員の給与に関する条例第18条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。

(扶養手当に関する経過措置)

5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、次に掲げる扶養親族に係る扶養手当の額については、第1条の規定（東大和市職員の給与に関する条例第18条の改正規定を除く。）による改正後の東大和市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第3項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

(1) 改正後の条例第8条第2項第1号に掲げる者 次に掲げる職員の区分に応じ、

当該次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 10,000円

イ 改正後の条例別表第1に定める行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員(以下この項において「職務の級が4級である職員」という。) 8,000円

(2) 改正後の条例第8条第2項第2号に掲げる者のうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。) 10,000円

(3) 改正後の条例第8条第2項第2号に掲げる者であって前号に該当しないもの 7,500円

(4) 改正後の条例第8条第2項第3号から第6号までに掲げる者(職務の級が4級である職員の扶養親族である者に限る。) 6,000円

6 改正後の条例第8条第2項第2号に掲げる扶養親族で満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの(以下「特定期間にある子」という。)に係る扶養手当の額は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、特定期間にある子1人につき11,500円とする。

7 前2項の規定の適用を受ける扶養親族のある職員については、改正後の条例第9条第1項の規定は適用せず、第1条の規定(東大和市職員の給与に関する条例第18条の改正規定を除く。)による改正前の東大和市職員の給与に関する条例第9条第1項の規定は、なおその効力を有し、改正後の条例第9条第3項の規定の適用については、同項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「前条第2項第1号及び第3号から第6号まで」とあるのは「前条第2項第1号」とし、同条第4項の規定の適用については、同項中「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)&及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(勤勉手当に関する経過措置)

8 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に支給する勤勉手当(改正後の条例別表第1に定める行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員及び5級である職員に対し支給する勤勉手当を除く。)については、第2条の規定による改正後の東大和市職員の給与に関する条例

第18条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の東大和市職員の給与に関する条例第18条の規定は、なおその効力を有する。